

米の全量全袋検査における詳細検査の結果について

平成25年10月22日
福島県農林水産部水田畑作課

米の全量全袋検査では、ベルトコンベア式検査機器等によるスクリーニング検査においてスクリーニングレベルを超過した場合は、ゲルマニウム半導体検出器による詳細検査を実施することとしています。

今回、下記のとおり詳細検査を実施しましたので、お知らせいたします。

記

1 検査対象

いわき市旧大久村の生産者（1戸）が生産した玄米

2 検査結果

検査区分	検査実施数	検査結果
全量全袋検査	19袋 ^{※1}	スクリーニングレベル超 1袋 スクリーニングレベル以下 18袋
ゲルマニウム半導体 検出器での詳細検査	1点	放射性セシウム濃度：2.9Bq/kg ^{※2} 品種：コシヒカリ

※1 10月19日に実施した当該農家1戸の検査実施数

※2 洗浄した米の検査結果（洗浄前の放射性セシウム濃度：120Bq/kg）

3 原因

当該生産者は、平成23年、24年に稲の作付けを自粛しており、今回検査した米は、東京電力(株)福島第一原子力発電所の事故後使用していなかった乾燥・調製用の農機具を用いて作業を行った最初のロットから発生した米であった。

このため、農機具による汚染が疑われたことから、米を洗浄して検査した結果、放射性セシウムの濃度は大きく低下した。

よって、農機具に存在していた放射性セシウムが玄米に付着したことが原因であることが分かった。

4 対応

当該米袋は廃棄する予定であり、一般には流通しない。

緊急時モニタリング検査結果について(福島県・穀類)

放射性セシウム
1品中
100Bq/kgを超えるもの0品

No	場所	採取日時	試料の種類	測定結果		
				セシウム-134 (Bq/kg)	セシウム-137 (Bq/kg)	合算値 (Bq/kg)
1	いわき市(旧大久村)	H25.10.19	玄米	9.86	19.1	29

食品衛生法における一般食品の基準値 セシウム:100Bq/kg(セシウム-134、セシウム-137の合算値)

※合算値:セシウム-134とセシウム-137の合算値については、有効数字2桁(上位から3桁目を四捨五入したもの)で記載しています。